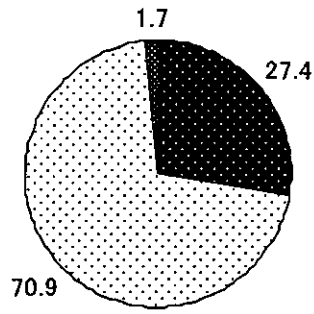


図14-3 児童手当受給状況(第2子)

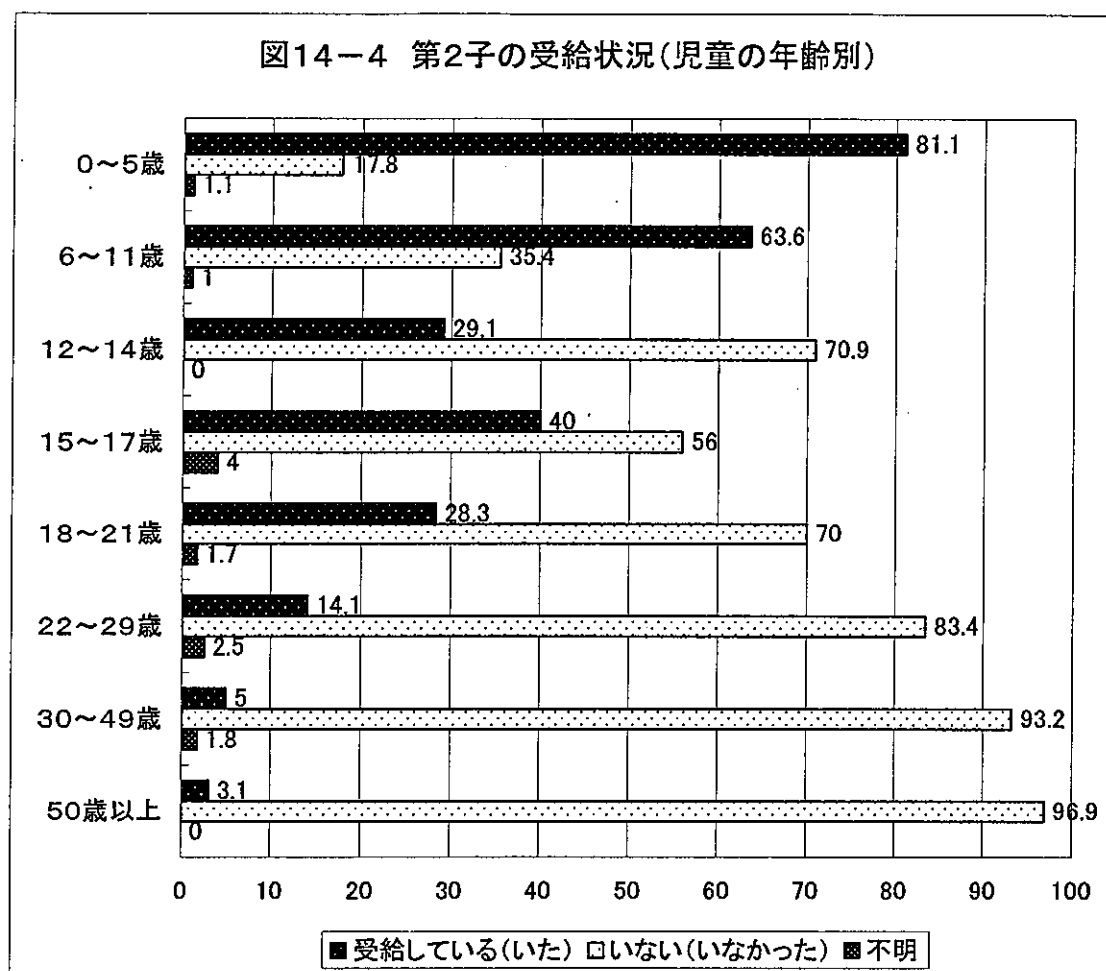


■ 受給している(いた) □ いない(いなかった) ▨ 不明

表14-4

	受給している(いた)	いない(いなかった)	不明	該当者
0~5歳	73	16	1	90
(%)	81.1	17.8	1.1	
6~11歳	63	35	1	99
(%)	63.6	35.4	1	
12~14歳	16	39	0	55
(%)	29.1	70.9	0	
15~17歳	20	28	2	50
(%)	40	56	4	
18~21歳	17	42	1	60
(%)	28.3	70	1.7	
22~29歳	23	136	4	163
(%)	14.1	83.4	2.5	
30~49歳	14	261	5	280
(%)	5	93.2	1.8	
50歳以上	1	31	0	32
(%)	3.1	96.9	0	

図14-4 第2子の受給状況(児童の年齢別)



③第3子の児童手当受給の有無

全体(表14-5、図14-5)として、第三子についても、受給していなかったとするの方が大きな割合(60.2%)を占めている。

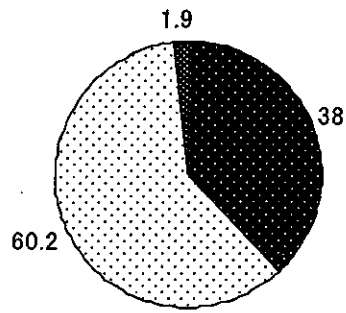
児童の年齢別(表14-6、図14-6)に見ると、15~21歳の層では比較的高い割合(15~17歳:18~21歳=45.5%:44.4%)で受給しているが、年齢別に比較すると、児童の年齢が低い家庭の方が受給していると答える者が多くなっている。

表14-5

	受給している(いた)	いない(いなかった)	不明	該当者
総数	101	160	5	266
(%)	38	60.2	1.9	

図14-5

図14-5 児童手当受給状況(第3子)

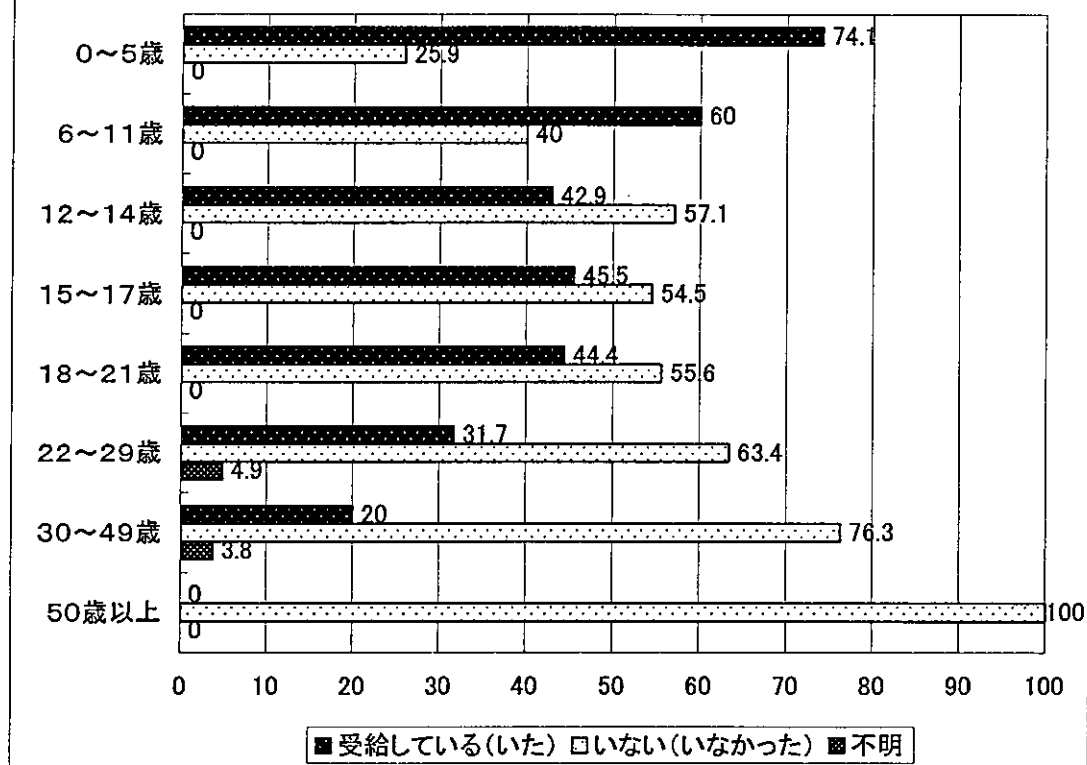


■ 受給している(いた) □ いない(いなかった) ■ 不明

表14-6

	受給している(いた)	いない(いなかった)	不明	該当者
0~5歳	20	7	0	27
(%)	74.1	25.9	0	
6~11歳	24	16	0	40
(%)	60	40	0	
12~14歳	6	8	0	14
(%)	42.9	57.1	0	
15~17歳	10	12	0	22
(%)	45.5	54.5	0	
18~21歳	12	15	0	27
(%)	44.4	55.6	0	
22~29歳	13	26	2	41
(%)	31.7	63.4	4.9	
30~49歳	16	61	3	80
(%)	20	76.3	3.8	
50歳以上	0	15	0	15
(%)	0	100	0	

図14-6 児童手当の受給状況(児童の年齢別)



④第4子、第5子の児童手当受給の有無

全体として、第四子(表14-7)についても、受給していなかったとする者の方が大きな割合(55.9%)を占めている。第五子(表14-9)も、同様に受給していなかったとする者の方が大きな割合(60%)を占めている。

表14-7

	受給している(いた)	いない(いなかった)	不明	該当者
0~5歳	2	0	3	5
(%)	40	0	60	
6~11歳	2	1	0	3
(%)	66.7	33.3	0	
12~14歳	1	1	0	2
(%)	50	50	0	
15~17歳	0	0	0	0
(%)	0	0	0	
18~21歳	1	1	0	2
(%)	50	50	0	
22~29歳	2	4	0	6
(%)	33.3	66.7	0	
30~49歳	3	7	1	11
(%)	27.3	63.6	9.1	
50歳以上	0	5	0	5
(%)	0	100	0	

表14-9

	受給している(いた)	いない(いなかった)	不明	該当者
0~5歳	0	0	0	0
(%)	0	0	0	
6~11歳	0	0	0	0
(%)	0	0	0	
12~14歳	0	0	0	0
(%)	0	0	0	
15~17歳	0	0	0	0
(%)	0	0	0	
18~21歳	0	0	0	0
(%)	0	0	0	
22~29歳	2	1	0	3
(%)	66.7	33.3	0	
30~49歳	0	2	0	2
(%)	0	100	0	
50歳以上	0	0	0	0
(%)	0	0	0	

(2) 主な養育費用の支出項目

子どもの養育費用のうち、大きな支出項目を(a)食費、(b)その他の生活費、(c)医療費、(d)保育料、(e)学校の教育費、(f)学校外の教育費の中から2つまで選ぶというアンケートをとった。

全体(表15-1、図15-1)として、最も大きな割合を占めたのは学校外の教育費(40.5%)であり、次いで学校の教育費(36.3%)、3番目にその他の生活費(30.5%)という順になっている。

市郡規模別(表15-2、図15-2)に見ると、14大都市では、保育料を選択する者(29.8%)がその他の生活費を選択する者(28.2%)を上回っている。

学歴別(表15-3、図15-3)に見ると、大学卒層では学校外の教育費を選択する者(46.5%)が最も多いのに対し、中学卒層、高校卒層では学校の教育費を選択する者(中学:高校=55.6%:38.6%)が最も多くなっている。

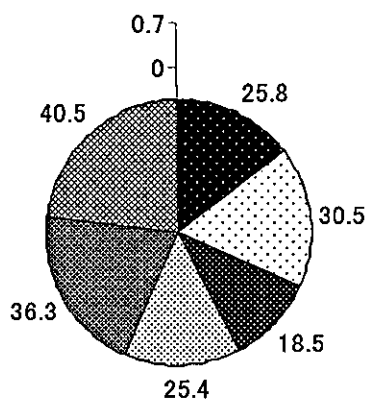
高校生以下の子どもの人数別(表15-4、図15-4)に見ると、1人の家庭ではその他の生活費を選択する者(36.8%)が最も多くなっている。

①全体

表15-1

	a	b	c	d	e	f	その他	わからない	該当者
総数	116	137	83	114	163	182	0	3	449
(%)	25.8	30.5	18.5	25.4	36.3	40.5	0	0.7	

図15-1 養育費支出項目(全体)



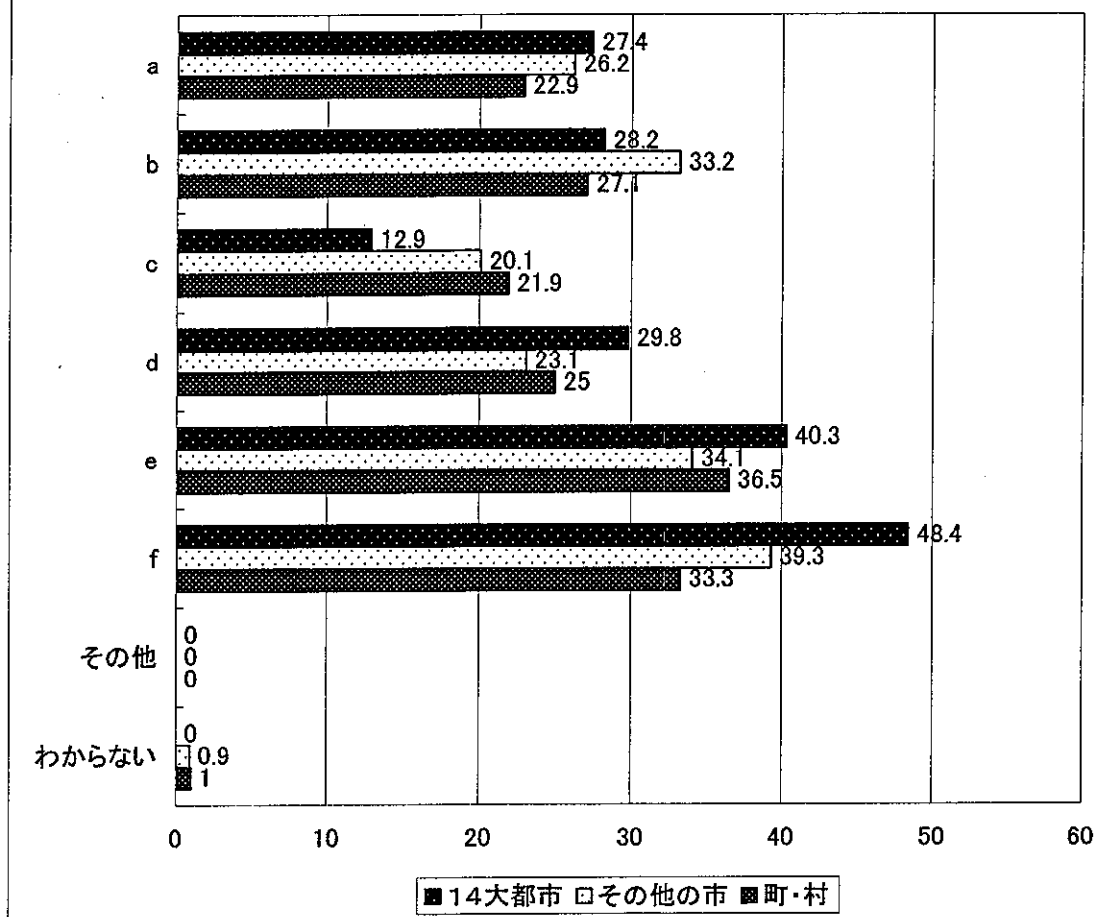
■ a □ b ■ c ■ d ■ e ■ f ■ その他 ■ わからない

②市郡規模別

表15-2

	a	b	c	d	e	f	その他	わからない	該当者
14大都市	34	35	16	37	50	60	0	0	124
(%)	27.4	28.2	12.9	29.8	40.3	48.4	0	0	
その他の市	60	76	46	53	78	90	0	2	229
(%)	26.2	33.2	20.1	23.1	34.1	39.3	0	0.9	
町・村	22	26	21	24	35	32	0	1	96
(%)	22.9	27.1	21.9	25	36.5	33.3	0	1	

図15-2 養育費支出項目(市郡規模別)

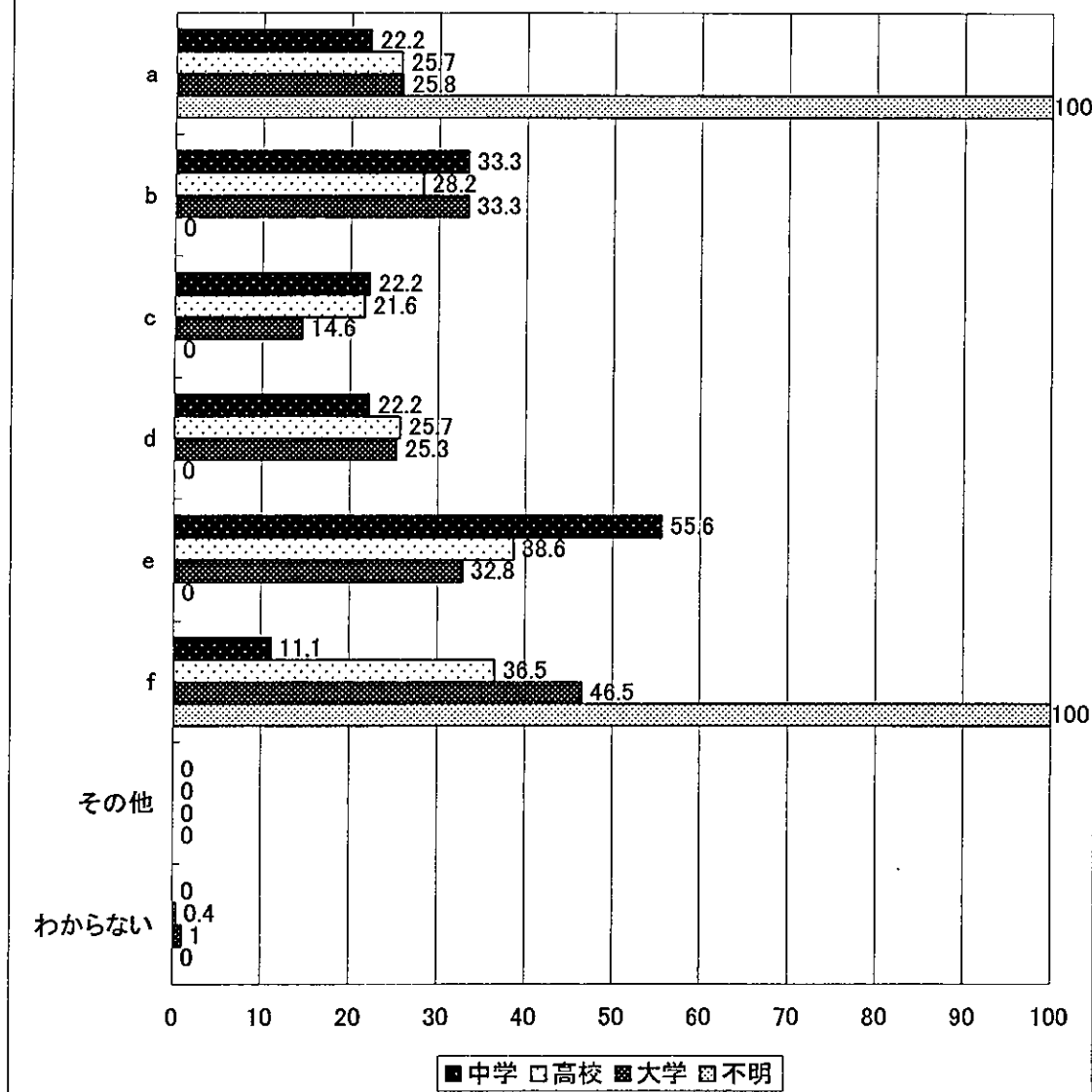


③学歴別

表15-3

	a	b	c	d	e	f	その他	わからない	該当者
中学	2	3	2	2	5	1	0	0	9
(%)	22.2	33.3	22.2	22.2	55.6	11.1	0	0	
高校	62	68	52	62	93	88	0	1	241
(%)	25.7	28.2	21.6	25.7	38.6	36.5	0	0.4	
大学	51	66	29	50	65	92	0	2	198
(%)	25.8	33.3	14.6	25.3	32.8	46.5	0	1	
不明	1	0	0	0	0	1	0	0	1
(%)	100	0	0	0	0	100	0	0	

図15-3 養育費支出項目(学歴別)

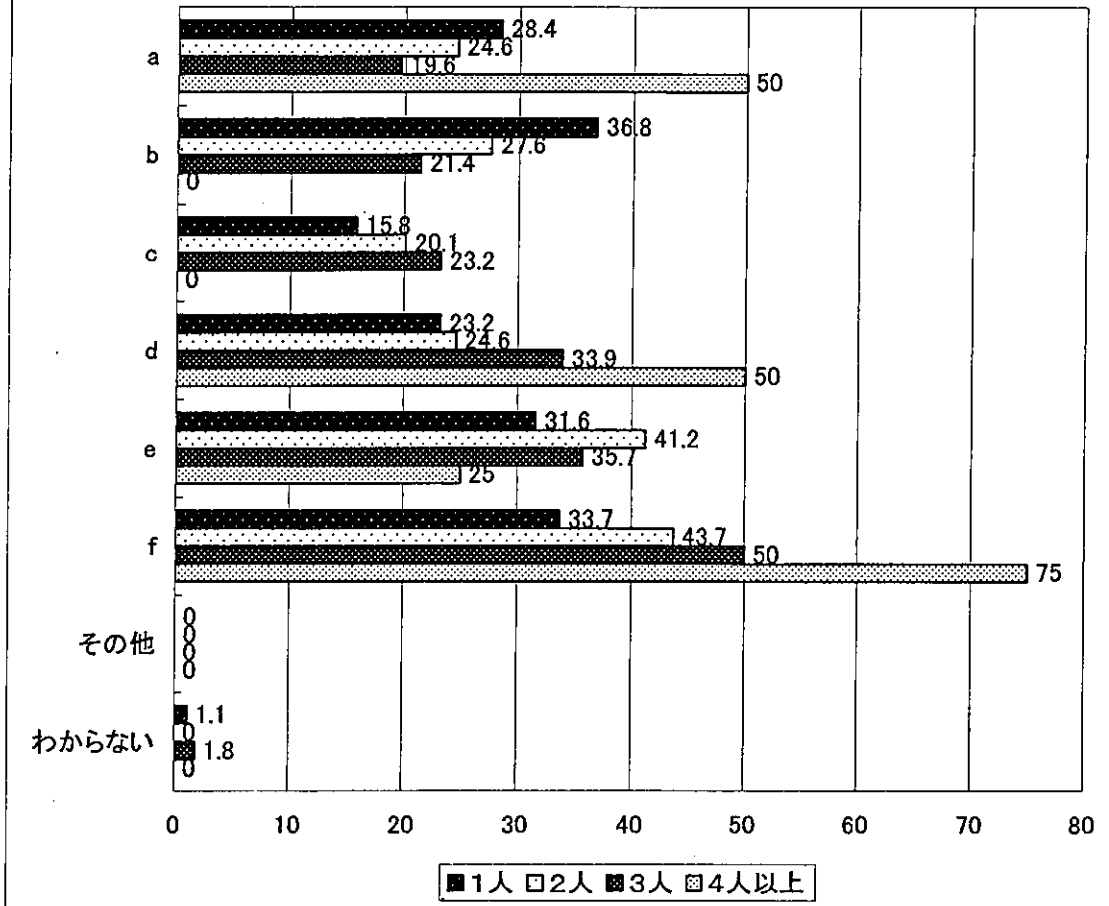


④高校生以下の子ども的人数別

表15-4

	a	b	c	d	e	f	その他	わからない	該当者
1人	54	70	30	44	60	64	0	2	190
(%)	28.4	36.8	15.8	23.2	31.6	33.7	0	1.1	
2人	49	55	40	49	82	87	0	0	199
(%)	24.6	27.6	20.1	24.6	41.2	43.7	0	0	
3人	11	12	13	19	20	28	0	1	56
(%)	19.6	21.4	23.2	33.9	35.7	50	0	1.8	
4人以上	2	0	0	2	1	3	0	0	4
(%)	50	0	0	50	25	75	0	0	

図15-4 養育費支出項目(高校生以下の子どもの人数別)



(3) 月平均の養育費用額

子どもの養育費用として、平均して毎月、いくらかの金銭を支出しているかという質問に対し、(a) 1万円未満、(b) 1万円～2万円未満、(c) 3万円～4万円未満、(d) 4万円～5万円未満、(e) 5万円～6万円未満、(f) 6万円～7万円未満、(g) 7万円～8万円未満、(h) 8万円～9万円未満、(i) 9万円～10万円未満、(j) 10万円以上の中から選択するアンケートをとった。なお、2人以上の子どもがいる者には、合計した上で、答えを選択してもらった。

全体(表16-1、図16-1)として、3万円～4万円未満を選択する者(14.9%)が最も多く、次いで2万円～3万円未満を選択する者(13.6%)、3番目に4万円～5万円未満を選択する者(12.5%)が多くなっている。子どもの養育費用としては、2万円～5万円をかけているものが多いようである。

市郡規模別(表16-2、図16-2)に見ると、14大都市、その他の都市では3万円～6万円の間を選択する者が多くなっている。

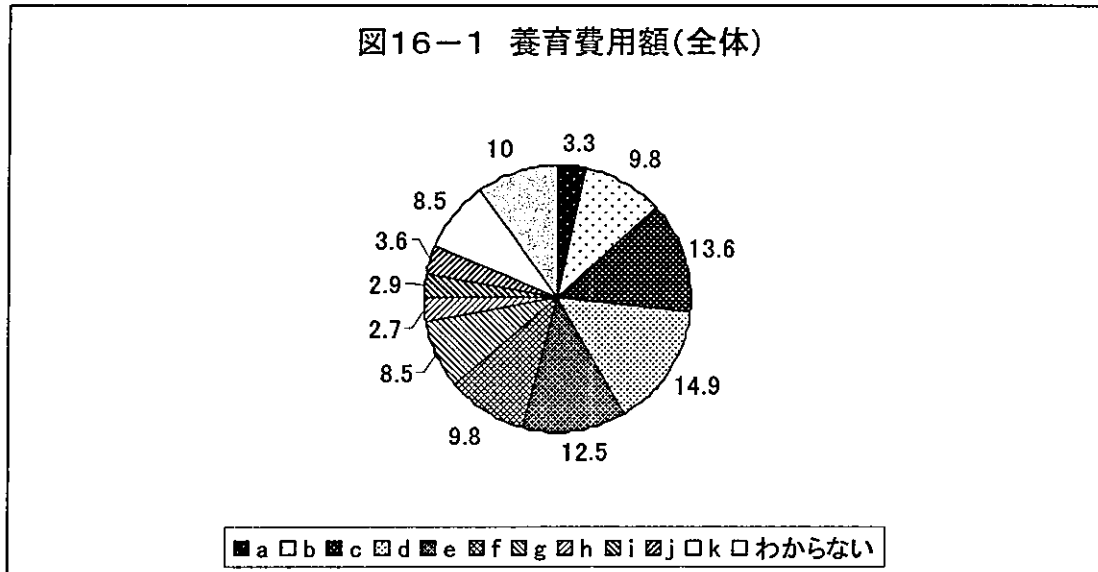
高校生以下の子どもの人数別(表16-4、図16-4)に見ると、子どもが2人という家庭においては、4万円～7万円未満の間を選択する者が多くなっている。子どもが3人の家庭では、4万円～5万円未満を選択する者(19.6%)が最も多く、6万円～8万円未満の間を選択する者が多くなっている。高校生以下の子どもの人数が多いほど、養育費用の金額が高くなっている。

①全体

表16-1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	わからない	該当者
総数	15	44	61	67	56	44	38	12	13	16	38	45	449
(%)	3.3	9.8	13.6	14.9	12.5	9.8	8.5	2.7	2.9	3.6	8.5	10	

図16-1 養育費用額(全体)

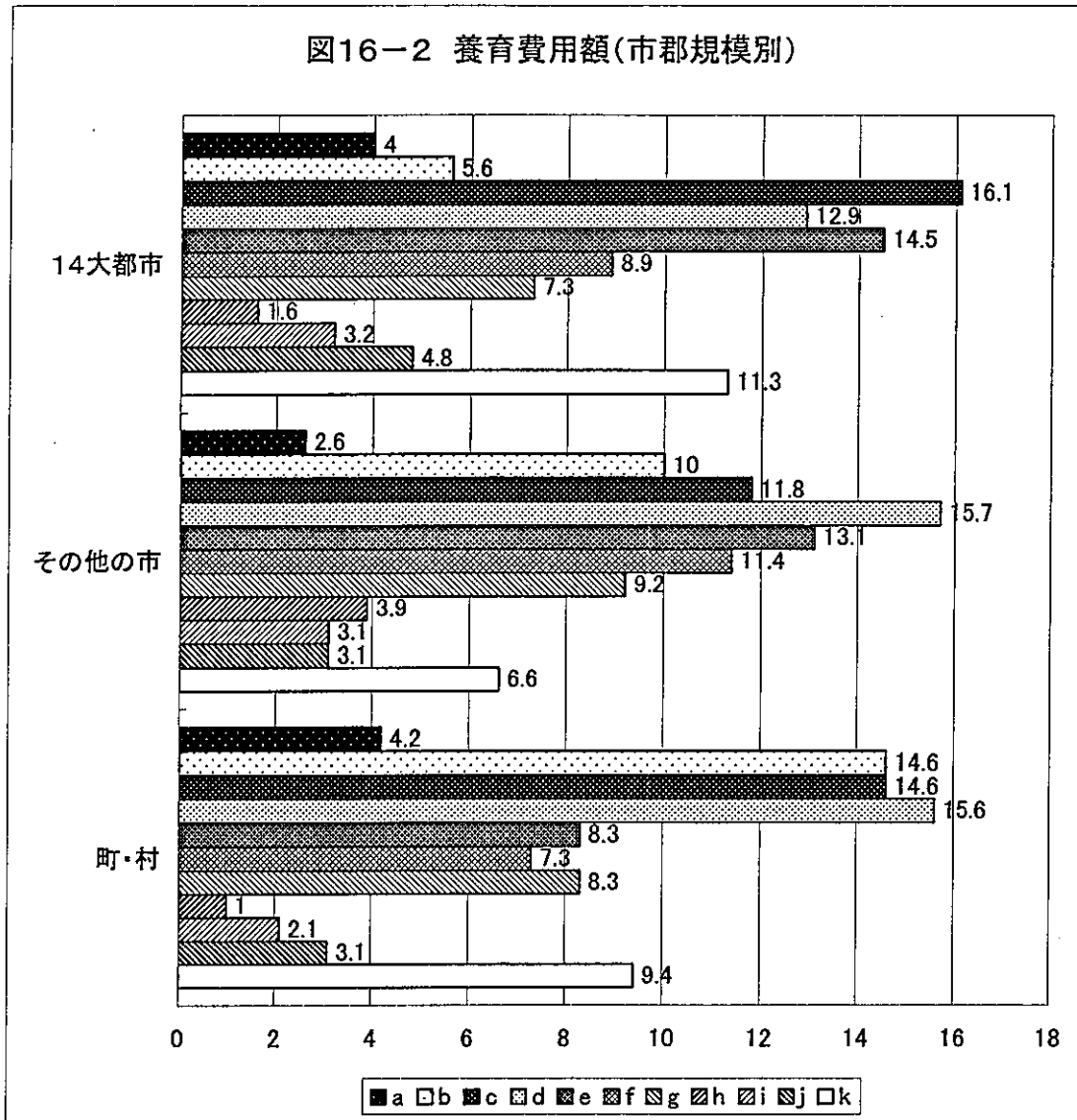


②市郡規模別

表16-2

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	わからない	該当者
14大都市	5	7	20	16	18	11	9	2	4	6	14	12	124
(%)	4	5.6	16.1	12.9	14.5	8.9	7.3	1.6	3.2	4.8	11.3	9.7	
その他の市	6	23	27	36	30	26	21	9	7	7	15	22	229
(%)	2.6	10	11.8	15.7	13.1	11.4	9.2	3.9	3.1	3.1	6.6	9.6	
町・村	4	14	14	15	8	7	8	1	2	3	9	11	96
(%)	4.2	14.6	14.6	15.6	8.3	7.3	8.3	1	2.1	3.1	9.4	11.5	

図16-2 養育費用額(市郡規模別)

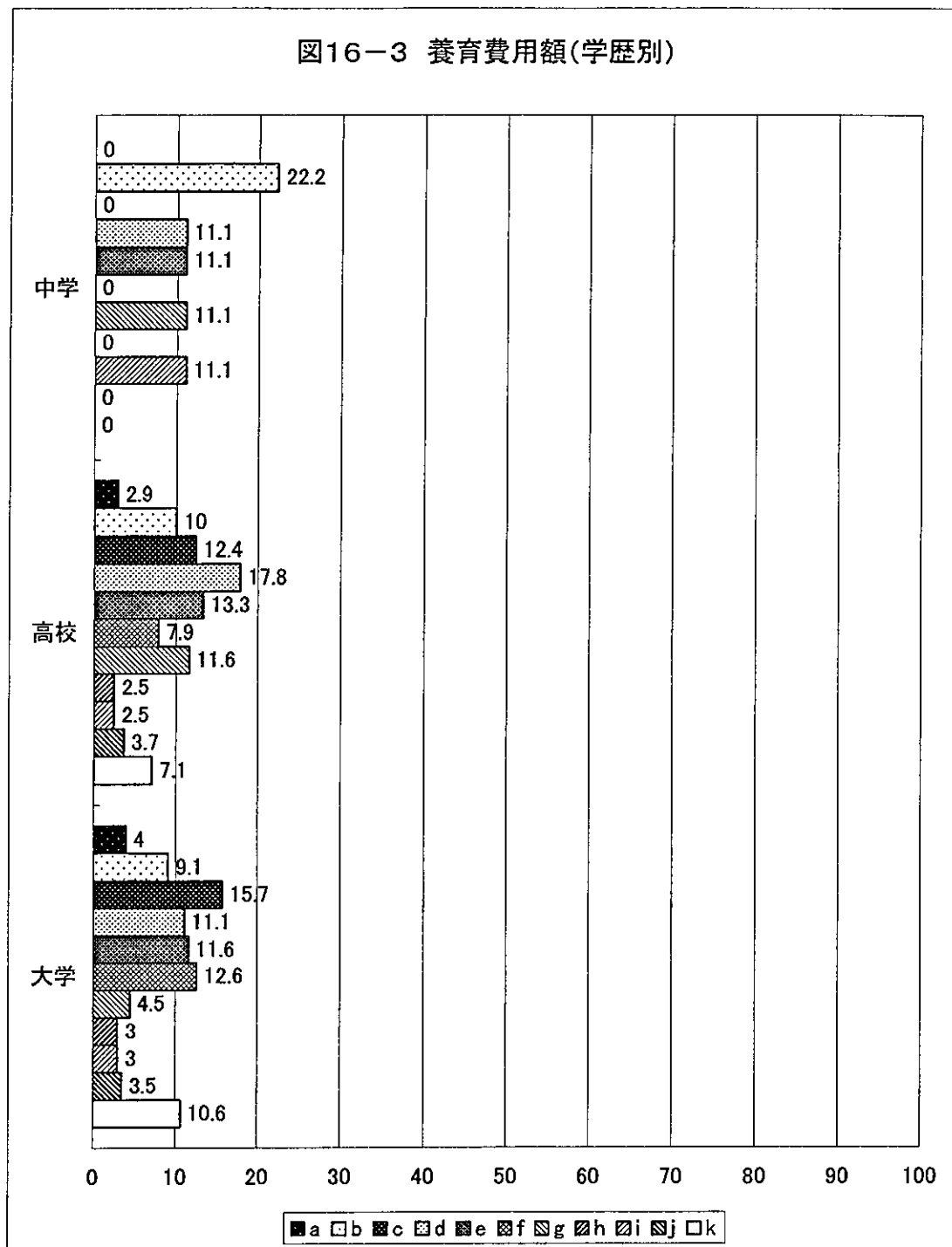


③学歴別

表16-3

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	わからない	該当者
中学	0	2	0	1	1	0	1	0	1	0	0	3	9
(%)	0	22.2	0	11.1	11.1	0	11.1	0	11.1	0	0	33.3	
高校	7	24	30	43	32	19	28	6	6	9	17	20	241
(%)	2.9	10	12.4	17.8	13.3	7.9	11.6	2.5	2.5	3.7	7.1	8.3	
大学	8	18	31	22	23	25	9	6	6	7	21	22	198
(%)	4	9.1	15.7	11.1	11.6	12.6	4.5	3	3	3.5	10.6	11.1	
不明	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(%)	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	

図16-3 養育費用額(学歴別)



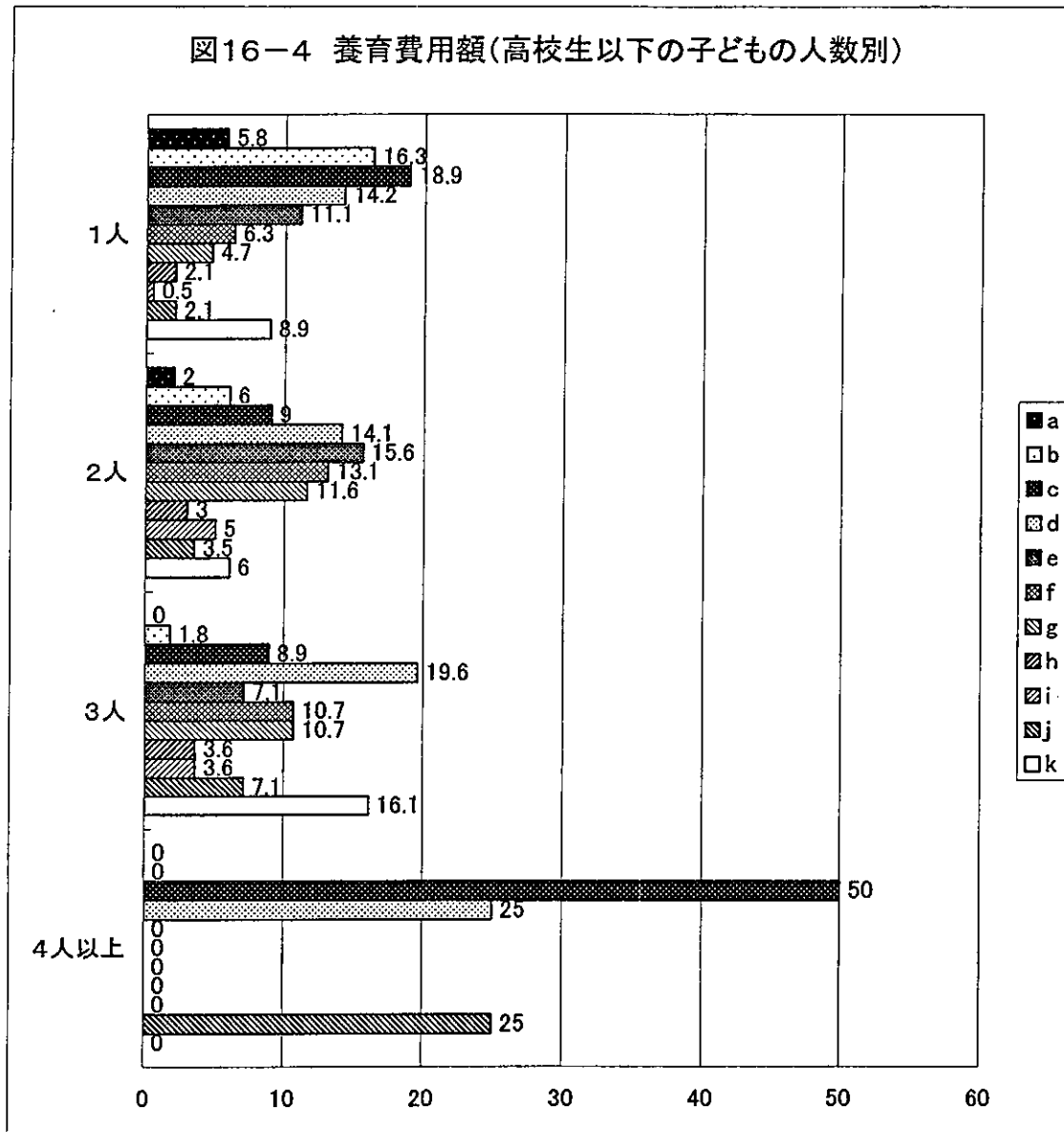
④高校生以下の子どもの人数別

表16-4

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	わからない	該当者
1人	11	31	36	27	21	12	9	4	1	4	17	17	190
(%)	5.8	16.3	18.9	14.2	11.1	6.3	4.7	2.1	0.5	2.1	8.9	8.9	
2人	4	12	18	28	31	26	23	6	10	7	12	22	199
(%)	2	6	9	14.1	15.6	13.1	11.6	3	5	3.5	6	11.1	
3人	0	1	5	11	4	6	6	2	2	4	9	6	56
(%)	0	1.8	8.9	19.6	7.1	10.7	10.7	3.6	3.6	7.1	16.1	10.7	

4人以上	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4
(%)	0	0	50	25	0	0	0	0	0	25	0	0	0

図16-4 養育費用額(高校生以下の子ども的人数別)



参考資料 1

第4回「児童と社会保障研究会」議事録

近年の児童扶養手当制度の改正について

- 中村 吉夫（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長）
島崎 謙治（国立社会保障・人口問題研究所副所長）
河 幹夫（内閣府国民生活担当審議官）
渡辺 芳樹（厚生労働省大臣官房審議官）
下夷 美幸（法政大学社会学部助教授）
新保 幸男（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部助教授）
長沼建一郎（日本福祉大学社会福祉学部助教授）
山崎 泰彦（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授）

日 時 平成16年1月31日（土）

○山崎教授 それでは、今年度最後の研究会になりますが、児童扶養手当制度の最近の改正の経緯を、中村総務課長を中心にお話をいただきます。それとの関連で養育費の徴収も1つの柱になっておりますので、かつてこの分野でずいぶんご苦労されました島崎副所長にも補足していただき、また、昭和60年以降の大きな動きの中で、絶えず児童扶養手当に係わってこられました河審議官と渡辺審議官にも補っていただきたいと思います。そして、今後どうあるべきかということについても、後ほどのディスカッションの中で議論していただければと思っています。

それでは、中村課長、よろしくお願ひします。

○中村総務課長（厚生労働省雇用均等・児童局） 今日お呼びいただきましてありがとうございます。知っている限りのお話をさせていただきますが、この改正をやった後、子育て支援のための法案やら、いま3つほどまとめて法案をやっていますので、かなり記憶が遠くなりつつあります。きちんとお話ができるかどうか、やや心許ない面がありますが、お話をさせていただきます。

まず、持ってきた資料についてお話をいたします。1つ目は制度の概要です。2つ目は、平成14年8月、いわゆる所得制限を変えたときの改正の中身です。その次は、母子寡婦法と児童扶養手当法をセットで改正した概要です。その次は制度ができてからの変遷です。次は3つありますが、14年の改正は、与党三党と最初からいろいろ議論をしながら進めてまいりましたので、自民党、公明党、保守党それぞれのプロジェクトチームのような、あるいは小委員会で議論をしたまとめです。それと、そういうものを受けた形で14年3月に作りしました「母子家庭等自立支援対策大綱」という政府としてのまとめです。その後はデータ的なもので、離婚の件数等のデータ、それと予算の変遷です。別に付いているのは、母子寡婦法の改正の中で、母子家庭の自立を進めるため国としての基本方針を作ることになっておりますので、その原文です。政府が作る基本指針としては珍しいやり方ですが、この中にはいろいろデータを盛り込んで作られておりますので、併せて見ていただければと思います。

1枚目の「児童扶養手当制度の概要」ですが、児童扶養手当は年金制度と非常に係わり合いが深い歴史をもって生まれております。昭和36年に、いわば皆年金になったときに、死別の母子については遺族年金ができる。すでに遺族になっている場合はそれができないので、母子福祉年金が経過的に作られました。その当時は母子家庭も、死別が8割ぐらい、離別が2割ぐらい、確かそのような数字だったと思います。そのような状況の中で、離別の母子家庭にも何らかの手当を出すべきではないかという議論があつて作られたと承知しております。その後いろいろな変遷があつて、母子福祉年金がなくなる一方で、離婚の増加も反映して、児童扶養手当の受給者も非常に増加してくるという状況で、82万という数字になっております。

予算額も16年度国の予算で3,000億円を超えるところまできているという状況です。児童についての予算は、国のベースは1兆円なのですが、ご承知のように保育の関係、公立

保育所の運営費について一般財源化をしたということもあり、いわば保育所が3,000億円余り、児童扶養手当が3,000億円余り、児童手当が3,000億円余りという構図になってきているという形です。15年度は2,500億円ぐらいでした。

2の「支給対象者」は18歳、高校を卒業するまでという形になっております。4の所に60年を境にして費用負担が分かれておりますが、これは60年までは、先ほど申し上げたような経緯で年金とセットで議論されたこともあり、国が10割全部持って、それから60年以降は、国が4分の3、都道府県、市等が4分の1となり、地方の負担が入りました。地方の負担を入れることについても、若干、私は係わったというか、臨調行革の流れの中で、国保の医療費と児童扶養手当について、地方の負担を入れるべきではないかという議論が昭和56年ごろからあり、国保には入らなかったのですが、児童扶養手当は、そういう経緯の中で地方の負担が入ることになっております。

それから、「市等」となっておりますが、平成14年7月までは都道府県が全部支給していたのですが、14年8月から福祉事務所を設置する自治体ということで、市と福祉事務所を設置している町村が4つ、大阪と奈良にあったと思いますが、そこが給付するというところで給付主体が変わっております。

5の「手当額」については、児童が1人の場合と2人以上の場合に分かれており、2人は加算という形でやっております。1人の場合は全額支給と一部支給ということで、全額支給は、いま4万2,000円となっております。一部支給は、従来は一定額になっていたのですが、次に述べます所得制限の変更で非常に多段階な、収入に応じた形で給付するようになっています。以上が大体の制度の概要です。

次は平成14年8月の所得制限の変更と母子寡婦法の改正についてです。14年8月の所得制限の改正と、母子寡婦法、児童扶養手当法の改正はセットで議論を行い、改正したものです。この改正は先ほど申し上げましたように、与党三党と事前によく話をしながらやってきたこともあり、与党三党は別々ではありますが、考え方の整理をさせていただいております。大体、似たような内容になっています。

この改正の最大の要因は、「基本的な考え方」の2行目にありますように、離婚が急速に増大している中で母子家庭の増加があったわけです。その中で、従来の母子家庭対策は、いわば戦後の戦争未亡人対策というところに目をもっていて、そこに対して貸付金ということで始まってきて、それに児童扶養手当ができ、母子福祉法になり、さらに寡婦が加わってという歴史をたどってくるわけです。確かにそれまでも就労あるいは子育て支援というメニューはあったわけですが、実際に国が投じております、先ほど3,000億を目標という児童扶養手当の国費の額を言いましたが、母子家庭対策に使っております90数パーセントは手当に使っており、自立とかを進めるための就労、あるいは子育て支援について使っているお金は、ほんのわずかな額でした。

そこで、英語の諺でも、「魚をあげるのもいいけれども、魚の釣り方を教えてあげるほうがもっといいのだ」というような話もあり、自立を進めていくためには、きちんと就労を

していただく。その就労をするためには、現在両親があっても子育ては、仕事と家庭の両立は非常に大きな課題になっておりますが、ひとり親ですと、なお重要だ、ということで子育て支援の施策をもっと充実すべきではないかということ。併せて、母子家庭の経済的面でいいますと、別れたといっても、お父さんにはその責務があるだろうということで、養育費をきちんと払っていただくような対応もすべきではないかという考え方を打ち出し、具体的な施策を進めていったらどうだろうかということを考えてわけです。

特に2つ目のポツにありますように、自立という面でいきますと、ただらと手当を支給していくよりも生活が激変したところに、集中的に対策を講じていくことがいいのではないだろうかという考え方を持っております。そういうことを前提にして、経済的支援、手当に偏った施策を子育てや生活支援、就労支援、そして養育費の確保を総合的に進めていく。その一方で児童扶養手当については、合理化できる面については合理化をし、現金給付の中心からサービスも重視した、トータルな施策体系に進めようということを考えてわけです。

この施策を進める1つの要因として、先ほども申し上げましたが、児童扶養手当の事務が、従来は県が支給主体になっておりましたが、福祉事務所を設置する自治体に移譲されるということで、この結果、児童扶養手当を受給しておられる方の8割は市町村から給付を受けるということで、より身近な自治体で施策が進められるということになったと思えます。そういう中で施策体系を変えていこうということです。

支援の話として子育てあるいは住宅の話も含めて充実していかなければならない。保育上の問題であるとか、母子生活支援施設の話です。ここで議論になりましたのは、母子家庭の話もあるけれども、父子家庭に着目した議論もあるのではないかということで、子育てあるいは生活支援のあり方については父子家庭も対象にしたらどうかということです。後でお話をしますが、母子寡婦法の改正では、「母子家庭等」ということで法律上、生活支援については父子家庭も対象にするような改正を行ったわけです。

就労支援策は従来からもやってきたわけですが、役所は、従来は厚生省と労働省に分かれていたわけですが、平成13年1月に厚生労働省となり、しかも雇用均等・児童家庭局という統合局でこの問題を扱うことになり、就労支援と福祉施策を車の両輪でやっていくことが非常に重要だという考え方の下に、就労支援策については、従来以上に取り組む機運があったということもあり、施策的にも伸ばしていくことを考えたということです。

養育費については、厚生労働省だけで考えるということが難しい面もあり、法務省、それと最高裁とも相談をしながら進めました。1つは、法務省のほうで民事執行制度の簡易化のお話をその後やっていただきましたし、裁判所のほうでは、これは公式的になかなかやりにくい面もあるわけですが、裁判官たちの研究会というところで、ドイツでやっておられるような養育費のテーブル、収入とお子さんの数とか年齢で表が作られているのですが、そういうものも裁判所のほうで作っていただくというようなことがありまして、これも進んだと思えます。

経済的支援の話をもとめてありますが、そうした自立施策と併せて児童扶養手当の合理化の話が非常に大きな話としてありました。あとで制度の改正の所で申し上げたいと思いますが、1つは、所得制限について、就労の結果が全体としての収入の増加になるような所得制限の仕組みに変えたらどうかということです。従来の全部支給と一部支給の2段階だけの所得制限では、どうしても途中でギャップがある仕組みを、スムーズなものに変えていこうということです。

もう1点は、これは法律改正になるわけですが、できるだけ生活の激変緩和の時期に手当を集中し、その間に自立が進むような仕組みにするということです。この2つが考え方としてあったらと思います。全体的な大きな方向性としてはそういうことになります。

児童扶養手当そのものについての本質的な議論についても、いつも制度改正があると議論があるものですから、いくつか先に述べておきたいと思います。児童扶養手当については、そもそも位置づけが曖昧なのではないかという議論が、この改正の中でもありました。ほかの国を見ますと、アメリカとかイギリスのように、生活保護の仕組みの中で母子家庭について加算するというように生活保護の性格として位置づけている国と、ドイツとかスウェーデンのように、養育費の代替制度といいますか、養育費の徴収の仕組みがあって養育費のもらえない方について、とりあえず公のほうで手当を支給して、その取立権を公がもらうという形の国があります。その2つの性格から見ると、我が国の児童扶養手当はどちらにも属さないもので、その辺、ぎりぎり考えていったときに、こういう手当の存在意義は何なのだろう、というところまで言われ、もともとの生まれが年金を補足するというところで、生活保護、あるいは養育費とは関係のない世界から出ていたということもあって、その辺は、多分、今後も議論になってくるとと思います。

そういうこともあって、今回全体の法改正の中では、生活保護の性格を取り入れた部分と、養育費の性格を取り入れた部分と、2つ考えながらやっていったということがあろうかと思います。生活保護の性格といいますと、それはこれからお話をします所得制限について、いわば所得と手当の額が、合算したものがなだらかに増えていくという点であるとか、あるいは、これは後にプライバシーの議論にも係わるような話になったのですが、養育費をもらっている状況を申告してもらうとか、かなり所得調査に近いような手法を取り入れなければいけなくなったということで、生活保護の行政の仕組みに近いような発想を、どうしても持ち込まざるを得ないようなことが出てくるという面です。

養育費との関係では従来、養育費と児童扶養手当というのは、ある意味では全く関係のないような形で整理されていたのです。法律上は、観念的には整理がされているという面も、なきにしもあらずなのですが、実際は児童扶養手当等の関係を調整する規定はなかったのです。今回の改正で、もらったものの8割までは就労の収入と同じようにみなして扱うということになっております。完全にドイツなどのように、もらった場合には、その分を直裁に減額するというか、そういう調整の仕方ではないわけですが、そういう形になりました。

もう1つ、手当の性格論との議論では、同じような状況なのに父子家庭になぜ手当が出ないのか、というような面からの議論もありました。これは所得の状況という意味でいうと、生活保護に近いような議論であれば、なぜ母子家庭に手当が支給されて父子家庭に出ないのかという議論が出ようかと思えます。今後も多分、児童扶養手当の性格論をめぐっては議論が続くのではないかと思います。

次に2つの話をしたいと思います。1つは、いま申し上げた児童扶養手当の性格論とも係わるのですが、児童扶養手当についての所得制限の改正についてです。これは事務が県から福祉事務所を設置する自治体に移る際に、併せて所得制限について改正をいたしました。改正の趣旨ですが、いちばん分かりやすいという意味で言いますと、いちばん最後の所にグラフのようなものが出ております。要は先ほど申し上げましたように、就労収入、あるいは養育費の受領でもいいわけですが、その金額と手当についての所得制限をリンクさせて考えようという発想です。この当時は、月額全部支給のときには4万2,370円でした。そうした収入が130万円までは全部支給ですが、それを超えると、365万円までの間でなだらかに増えていく形で、手当のほうは少しずつ減額になるという仕組みになりました。

改正前は、確か200万円ぐらいだったと思いますが、その辺りまでは全部支給、その後は一部支給ということで、2段階の手当額になっていたものを、こういう形に改めていったということです。従来の所得制限ですと、ちょっと超えていると、手当と収入の合計額が逆転してしまうというものを考えようという発想から出てきたものです。

1頁にいま申し上げたようなことが書いてありますが、正確な数字で言うと、204万8,000円未満の場合は満額の4万2,370円が支給された。この204万8,000円を超えると一部支給ということで、2万8,350円が300万円未満まで支給される仕組みでしたが、それをいま申し上げたようなことで変えたということです。

2頁に、(イ)として所得範囲等の見直しとあります。アは先ほど申し上げたもので、養育費について80%を所得として扱うということです。先ほど説明した所得制限の中で、従来は300万円であったものが365万円まで所得制限の額が上がっているのではないかと思われたかもしれませんが、実は、そのカラクリとして、イの所で寡婦控除を控除しない扱いにいたしました。この効果はシングルマザーの方と、そうでない方の格差があったわけですが、そこがこれにより格差がなくなるという効果になっております。その分を、逆に所得制限のほうで配慮した形で300万円が365万円という形になっています。あと、先ほど申し上げたような改正をしますと、どうしても所得制限が強化される部分の方がおられますので、貸付金という形で手当をしたということがあります。

次に法律の話をしてみますと、母子寡婦法と児童扶養手当法の改正があるわけですが、母子寡婦法については、子育てのための施策ということで、ショートステイ・トワイライトステイ事業の法定化とありますが、これは母子寡婦法ではなく児童福祉法で、一般の児童も含めた施策ということで法律に書きました。それから、日常生活支援事業、保育所の優先

入所については、注釈がありますように、父子家庭についても対象とするということで法律に書かせていただきました。就業支援については、都道府県による相談とか職業訓練というものをトータルに行うために、就業支援センターのようなものをつくっていただくことにいたしました。

この法律の改正後に、従来は国だけが職業紹介ができて、都道府県はできないことになっていたのですが、平成15年の改正で平成16年3月から都道府県自身も職業紹介ができるようになっております。直接やってもらってもいいわけですが、当時はセンターというものをつくって、こうした仕事をしていただくということにいたしました。それから、母子家庭のお母さん、一旦家庭に入って再就職しようとする、従来勤めておられた方でも、もう一回職場に戻るの、母子家庭でなくても我が国の労働市場は難しいですから、能力を付けてもらうために職業能力開発のための給付金を2つ設けております。一般的な雇用保険に入っておられる方についてやっているが、雇用保険に母子家庭のお母さんは大体が入っていないケースが多いものですから、それと同じようなものが上のほうの給付金です。

後者のほうは看護師さんとか保育師さんとか、そういう資格を持っていることが就職につながるであろうということで、そういう資格を取るために学校に通っている間の給付を行うというものです。あと、職安のほうでも従来以上にやっていただくというようなことを、職安局のほうにもお願いをいたしました。養育費の面では、法律の養育費の支払義務の履行でありますとか、努力義務規定に終わったわけですが、そういう考え方ははっきりさせたこと。それと、国・地方公共団体の責務として、環境整備ということで相談の体制を整えていくとか、養育費のガイドラインの作成ということです。これは先ほど、お話しした裁判所のほうの動きにあわせて作っていきました。翌年には法務省のほうで執行制度の整備が行われました。昨日（平成16年1月30日）の新聞を見ていると、支払わなかった場合は、ペナルティを金額面で課すという仕組みを法務省で検討をしておられるような話が出ております。いずれにしても、改正法の不足でも養育費の問題について検討条項がありますので、さらに一層、この分野は進められていくのかなと思っています。

経済的支援については、貸付金について児童本人に対する貸付の創設。あるいは児童扶養資金、これは先ほど児童扶養手当の所得制限を変更したことに伴って貸付で対応した、というお話をいたしました。場合によりますと、返す段になってもなかなか返せないということに対応するために、減免の仕組みを入れております。

次に児童扶養手当制度の見直しということでは、手当の支給期間が5年を超えるときは、政令で定めるところにより減額ができる仕組みが入っております。これは離婚なら離婚という事態が起こった後、できるだけ短期間のうちに自立を促進するという意味で、手当について集中化をしたいということ。一方で自立が促進されるように最初から減額率を決めておくのではなく、施策の進展の状況を見た上で、無理のないやり方で減額を決めようということで、5年後にどういう削減をするかについては、5年になる1年か2年ぐら